

大館市消防出初め式

とき 1月6日(日) 8:30~12:00
ところ 大町中央通り ほか
 ※交通規制にご協力ください。
全面通行止め 大町中央通り
片側通行止め 常盤木町→馬喰町→
 裏町→桜町
規制時間 8:15~10:00
問 大館広域消防署 ☎43-4151

市議会より市民の皆様へ

公職選挙法により

- ◎年賀状等あいさつ状(答礼のための自筆のものを除く)を出すこと。
 - ◎有料のあいさつ広告(いわゆる名刺広告)を出すこと。
- 等は禁止されておりますので、ご理解願います。

万円だけではありません。
 また、当座預金・普通預金等は、十五年三月まで全額保護されません。
 ※詳細は、金融機関の窓口などにお問い合わせてください。

ご協力ください
家電リサイクル
 テレビ・洗濯機・冷蔵庫・エアコンの家電四品目は、家電リサイクル法により資源としてリサイクルすることが義務づけられています。
 不要になった家電四品目については、市では収集しませんの

支払期間
 介護料を支給する理由がなくなるまで。
申請 自動車事故対策センター
 秋田支所
 ☎018-863-5875

▽**神山荘扱**
 秋田県北部特定局長会(郵便局) 車いす

▽**福祉事務所扱**
 畠山三吉さん(尾去沢) 5万円
 大館千川会 5万円
 ▽**社会福祉協議会扱**
 高橋秀一さん(南神明町) 10万円
 介護サークルたんぼの会 1万円
 西大館婦人会 5、610円
 あじさい老人クラブ 3、237円

市民の善意
 ▽**福祉事務所扱**
 畠山三吉さん(尾去沢) 5万円
 大館千川会 5万円
 ▽**社会福祉協議会扱**
 高橋秀一さん(南神明町) 10万円
 介護サークルたんぼの会 1万円
 西大館婦人会 5、610円
 あじさい老人クラブ 3、237円

対象業種
 建設業法による28工種、測量及びコンサルタント業、設計業など
受付期間・2月1日~2月28日
受付場所・土木課

市の入札参加資格申請を受け付けます
請求期間・14年4月1日まで
問 福祉事務所(内線405)

給付内容
 額面24万円、6年償還の無記名国債
族で、主に平成7年4月1日から11年3月31日までの間に公務扶助料や遺族年金等の受給権者が遺族内にいなくなつたかた

対象
 県が発注する物品等の購入及び売り払いの際に行う、一般

県物品供給業者等登録資格の審査申請を受け付けます
登録有効期間
 4月1日~平成15年3月31日
問 土木課(内線307)

申請様式
 〈建設工事等〉
 市内業者は市指定様式(市建設業架橋会で販売)、その他は建設省統一様式
 〈その他の業者〉
 建設省統一様式、納税証明書(税務署で発行する「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用)

預金の保護の範囲が変わります
 金融機関が破たんした場合でも、預金者一人当たり、定期預金などの元本一千万円までとその利息は、四月以降も保護されます。
 合算して元本一千万円までとその利息は、あくまで最低保障ですので、受け取れるのは一千万円だけではありません。

自動車で困りのかたへ
自動車事故でお困りのかたへ
交通遺児育成資金の貸付
対象
 自動車事故で保護者が亡くなつたり、重度の後遺障害者となった家庭の0歳から中学校卒業までのこども。
返済期間・20年以内
▽重度後遺障害者介護料の支給
対象
 自動車事故により、脳損傷・脊髄・胸腹部臓器損傷を生じ、常時介護が必要な人。

自動車事故でお困りのかたへ
交通遺児育成資金の貸付
対象
 自動車事故で保護者が亡くなつたり、重度の後遺障害者となった家庭の0歳から中学校卒業までのこども。
返済期間・20年以内
▽重度後遺障害者介護料の支給
対象
 自動車事故により、脳損傷・脊髄・胸腹部臓器損傷を生じ、常時介護が必要な人。

▽**福祉事務所扱**
 畠山三吉さん(尾去沢) 5万円
 大館千川会 5万円
 ▽**社会福祉協議会扱**
 高橋秀一さん(南神明町) 10万円
 介護サークルたんぼの会 1万円
 西大館婦人会 5、610円
 あじさい老人クラブ 3、237円

市民の善意
 ▽**福祉事務所扱**
 畠山三吉さん(尾去沢) 5万円
 大館千川会 5万円
 ▽**社会福祉協議会扱**
 高橋秀一さん(南神明町) 10万円
 介護サークルたんぼの会 1万円
 西大館婦人会 5、610円
 あじさい老人クラブ 3、237円

市民の善意
 ▽**福祉事務所扱**
 畠山三吉さん(尾去沢) 5万円
 大館千川会 5万円
 ▽**社会福祉協議会扱**
 高橋秀一さん(南神明町) 10万円
 介護サークルたんぼの会 1万円
 西大館婦人会 5、610円
 あじさい老人クラブ 3、237円

不法投棄した場合、法により五年以下の懲役または一千万円以下の罰金を課せられます。昨年十一月末には、県内で初めて不法投棄者が検挙されています。ご不明な点はお気軽にお問い合わせください。
問 生活環境課(内線247)



で、廃棄物処理許可業者・電気器具販売店へ収集を依頼してください。